



国税の滞納 前年から3割増加 コロナ禍と消費増税のダブルパンチ

国税庁が本年 8 月に発表した最新の国税滞納状況によりますと、2021 年度に新たに発生した国税の滞納は前年度より 27.2%増と、顕著な増加傾向を示しました。国税の滞納残高は前年度も 6.9%増加しており、残高のピークだった 1998 年から比べれば3割ほどですが、22 年ぶりの増加に転じた前年度の流れを継続し、コロナ禍や消費増税が納税者に大きなダメージを与えている現状が浮き彫りとなりました。

滞納が増えた大きな理由は、新型コロナの感染拡大に伴う特例猶予制度が昨年2月に終了し、完納できなかった分が上積みされたこと、また 10%への消費増税により、消費税の滞納が新たに発生したことも影響したとみられます。

2021 年度に新たに発生した国税の滞納額は 7527 億円で、前年より約3割増加、2021 年度末時点での滞納額の残高は 8857 億円となり、前年から約7%増えました。残高の増加率を税目別にみますと、消費税が 9.4%増で最も大きく、次いで、法人税 9.2%、所得税 5.6%と続きました。一方、主要税目のなかで相続税だけは 7.9%減少しました。

これまでの新規滞納発生額の推移を見ますと、ピークだった 1992 年から増減を挟みながら減少を続けてきたなかで、発生額がぐっと増えた3つの山があります。一度目は 1998 年で、二度目が 2015 年と、この2年はそれぞれ消費税率が引き上げられた直後の時期に当たり、一度目は 3%から5%に、二度目は5%から8%に引き上げられ、滞納する事業者が一気に増えたことが、滞納発生額の急増につながったことがデータ上にも表れているといえます。そして三度目の山が今回の 2021 年度です。言うまでもなく8%から10%への消費増税のタイミングに当たり、さらに加えてコロナ禍による不況も納税危機に拍車をかけている格好です。

国税庁の公表したレポートによりますと、国税を納められずに差し押さえられた財産が1年で約850件、約30億円分売却されました。高級車やクルーザーなどの富裕層の資産も対象となっています。

*詳細はこちらからご確認いただけます。

「令和3年度租税滞納状況について(国税庁)」(令和4年8月)

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/sozei_taino/pdf/sozei_taino.pdf

